

法改正に伴い、本書の記載に現行法規にそぐわない箇所がありました。
ここに補足・訂正させていただきますとともに、誤記がございましたことを深くお詫び申し上げます。

p. 102 5行目

誤：令 129 条の 2 の 6

正：令 129 条の 2 の 5

p. 103 コラム上

誤：自然換気設備の構造（令 129 条の 2 の 6）

正：自然換気設備の構造（令 129 条の 2 の 5）

p. 103 コラム下

誤：給水、排水その他の配管設備の設置、構造（令 129 条の 2 の 5）

正：給水、排水その他の配管設備の設置、構造（令 129 条の 2 の 4）

p. 103 EXERCISE 解説 2.

誤：令 129 条の 2 の 6 第 2 項一号

正：令 129 条の 2 の 5 第 2 項一号

p. 122 用途地域別の建ぺい率制限（表）

誤：(b) 防火地域内の耐火建築物

正：(b) 防火地域内の耐火建築物等又は準防火地域内の耐火建築物等や準耐火建築物等

p. 122 下から 5 行目

誤：(b) 防火地域内にある耐火建築物

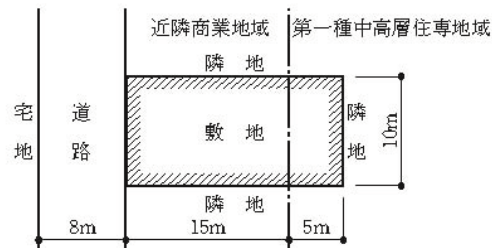
正：(b) 防火地域内にある耐火建築物等又は準防火地域内にある耐火建築物等や準耐火建築物等

p. 123 EXERCISE

現行法規に合わせて、下記に修正する。

● EXERCISE

図のように二つの用途地域にわたる敷地において、建築することができる建築物の建築面積の最高限度を算出しよう。ただし、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定等はないものとする。



▶ 各用途地域の建ぺい率の限度にそれぞれの敷地面積を乗じ、それらのすべてを合計する。

$$8/10 \times 10\text{m} \times 15\text{m} + 6/10 \times 10\text{m} \times 5\text{m} = 150\text{m}^2$$

$$\therefore \text{建築面積の最高限度 } 120 + 30 = 150\text{m}^2$$

p. 123 本文 6 行目

誤：建ぺい率の適用除外 法 53 条 5・7 項

正：建ぺい率の適用除外 **法 53 条 6 項**

p. 123 本文 9 行目

誤：防火地域内にある耐火建築物

正：防火地域内にある耐火建築物**等**

p. 123 下から 4 行目

誤：敷地が防火地域内の内外にわたる場合 法 53 条 6 項

正：敷地が防火地域内の内外にわたる場合 **法 53 条 7 項**

p. 123 下から 2 行目

誤：すべての建築物が耐火建築物であれば、

正：すべての建築物が耐火建築物**等**であれば、

p. 123 本文追加

敷地が準防火地域の内外にわたる場合 法 53 条 8 項

建築物の敷地が準防火地域と防火地域及び準防火地域以外の区域とにわたる場合（準防火地域と無指定の区域）において、敷地内の建築物の全部が耐火建築物等又は準耐火建築物等であれば、敷地全体を準防火地域とみなして建ぺい率の制限を適用する。

p.123 解答

誤：2. 8/10 正：2. **制限なし**

誤：4. 8/10 正：4. **制限なし**

誤：6. 8/10 正：6. **制限なし**

誤：8. 6/10 正：8. **7/10**

誤：10. 8/10 正：10. **制限なし**